

令和2年5月1日

## 設計変更における材料単価の取扱いについて（お知らせ）

岡山市が発注する土木工事及び農業土木工事の設計変更における材料単価の取扱いについて、下記のとおり取り扱っていますのでお知らせします。

記

### 1. 設計変更における材料単価の取扱いについて

岡山市土木工事標準積算基準書（令和元年度）第13章 設計変更 の表記のとおり、変更指示し工事量が増した場合は、変更時点での単価を採用することとします。

#### 岡山市土木工事標準積算基準書（第13章 設計変更）抜粋

- 設計変更における材料単価の取扱いは以下のとおりとします。（積算基準書 抜粋）
- 1) 工事増量の場合（※1）は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。  
ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算する。
  - 2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算する。
  - 3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格（※2）・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。
  - 4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。

（※）は加筆です。

（※1）工事増量の場合で新単価を採用するケースは、当初設計書の工事内訳表の施工名称が計上されていない単価とします。

（※2）規格とは、歩道用・車道用、1種・3種、縦断用・横断用などのこと。

なお、設計変更の具体的な考え方や手続きについては「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン（案）（岡山市）」によるものとします。

### 2. 対象工事

令和元年11月単価以降を採用する工事

### 3. 変更時の単価採用月の例

起案時の単価採用月が4月として、新しくL型擁壁が7月10日、JIS側溝が8月20日に新たに変更施工指示した場合、**新単価適用月は、擁壁は7月1日、側溝は8月1日単価を採用します。**(作業土工は、当初設計書内に使用していれば、当初設計書単価になります。)

#### 【問合わせ先】

岡山市財政局財務部監理検査課

TEL 086-803-1368